

大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金 募集要項

—目 次—

I. 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の概要	
1. 趣旨	2
2. 支給要件	3
3. 支援金額	4
II. 申請手続き	
1. 手続きの流れ	6
2. 申請方法	7
3. 申請期間	8
III. 支援金の支給	
1. 支援金の支給の決定、通知	8
2. 支援金の支払	8
IV. その他	9
V. 問合せ先	9
VI. 申請に必要な書類	10
VII. 奨学金返還支援のモデルケース	13

【支援金額】 ※詳細は4ページに記載

(1) 令和5年9月21日から令和6年2月29日の間（※1）に

大阪府育英会奨学金返還支援制度を導入した事業者 30万円

(2) 大阪府育英会奨学金返還支援制度（※2）に加えて、令和5年9月21日から令和6年2月29日の間（※1）に**日本学生支援機構奨学金返還支援制度を導入した事業者 20万円**

※1：令和6年4月1日までに施行する場合を含む

※2：令和5年9月20日以前に大阪府育英会奨学金返還支援制度を導入した場合を含む

【申請期間】 ※詳細は8ページに記載

■第1期…申請期間 令和5年11月14日（火）から令和5年11月30日（木）まで

■第2期…申請期間 令和5年12月1日（金）から令和6年1月18日（木）まで

■第3期…申請期間 令和6年1月19日（金）から令和6年2月29日（木）まで

ただし、申請多数により申請期間終了までに予算額の上限に達した場合は、その時点で申請受付を中止します。なるべく、お早めに申請いただくようお願いします。

支援金の不正受給は**犯罪**です！

支給要件を満たさないにもかかわらず、支給要件を満たしているかのように装って申請し、支援金を受給することは犯罪です。事業者等のみなさまにおいては適正な申請をお願いします。

I. 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金の概要

1. 趣旨

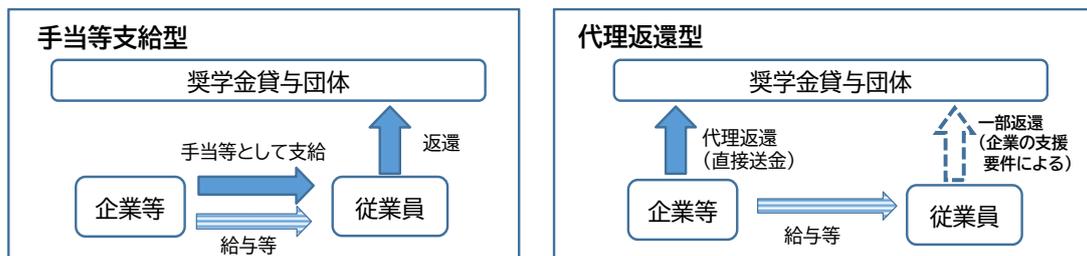
大阪府では、現在の物価高騰の中で、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内事業者における人材の確保・定着につなげるため、「大阪府奨学金返還支援制度導入促進事業」を実施します。

本事業では、従業員等に対し、奨学金返還に係る手当等を支給する又は、従業員等に代わって奨学金を返還する「奨学金返還支援制度」を新たに導入した事業者に最大 50 万円の支援金を支給します。

※本事業において奨学金の貸付団体とは、公益財団法人大阪府育英会（以下「府育英会」という。）や独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）をさします。府育英会は高等学校・専修学校高等課程の奨学金、学生支援機構は大学・短期大学・大学院・高等専門学校・専修学校専門課程の奨学金の貸与を実施しています。

○奨学金返還支援制度とは、奨学金を返還する従業員等に対して、企業等が返還額の全部又は一部を補助するために、手当等として支給する制度（手当等支給型）又は企業等が従業員等に代わって奨学金の貸与団体に対して直接返還する制度（代理返還型）のことで

企業等の奨学金返還支援制度（イメージ）



企業等の奨学金返還支援制度のメリット

手当等支給型	<p>【企業等】・イメージアップや人材確保・定着 ・給与として法人税に損金算入できる（税負担の軽減）</p> <p>【従業員】・経済的、精神的な負担の軽減</p>
代理返還型	<p>【企業等】・イメージアップや人材確保・定着 ・給与として法人税に損金算入できる（税負担の軽減） ・各貸与団体のホームページに企業名や支援内容等を掲載</p> <p>【従業員】・経済的、精神的な負担の軽減 ・支援を受けた額の所得税が非課税</p>

○代理返還型を導入する場合は、企業等とそれぞれの貸与団体との間で手続きが必要になります。詳しくは、各団体のホームページでご確認ください。

【問合せ先】

■大阪府育英会 返還収納課

電話 06-6357-6273

<https://www.fu-ikuei.or.jp/dairihenkan/>

■日本学生支援機構 奨学事業戦略部 奨学事業総務課 総務係

電話 03-6743-6029



2. 支給要件

次の(1)から(8)の全てを満たす事業者が、本事業の対象者です。

- (1) 別紙に定める中小企業等の定義に該当すること
- (2) **府育英会から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度（以下「府育英会奨学金返還支援制度」という。）を導入していること**（支援金額等、詳細は後述の「3. 支援金額」に記載）

「制度の導入」とは、奨学金返還支援制度を就業規則、賃金規程等に定め、従業員等に周知していることです。

- (3) 大阪府の区域内に本店又は事業所があり、かつ、その事業所において雇用保険被保険者である従業員等を1名以上雇用していること
- (4) 申請日から起算して5年以内に雇用保険被保険者である従業員等を雇い入れる意思がある。
又は、奨学金返還支援制度の対象となる従業員等が1名以上いること

本事業において、(3)(4)の雇用保険被保険者とは、雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者のことです。

- (5) 支援金の支給の決定を受けた日から5年以上奨学金返還支援制度を継続して実施すること

大阪府は、奨学金返還支援制度を実施していないことを確認した場合、事業者に対し返還を求めることがあります。

- (6) 大阪府ホームページ等で事業者名等及び奨学金返還支援制度の内容を公表することに同意すること
- (7) 自社の求人票又はホームページ等において、奨学金返還支援制度を導入していることを明示すること
- (8) 次のイからへまでのいずれにも該当しない者であること

イ 宗教上の組織若しくは団体又は政党その他の政治団体（これらの者が法人でない場合は、その代表者又は管理人）

ロ 支援金の支給を申請する日の前日を起算日とする過去1年間において、労働基準法その他の関係法令に違反したことがある者

ハ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）

ニ 従業員等に暴力団員又は暴力団密接関係者がある者

ホ 法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者

- へ 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者

3. 支援金額

(1) 府育英会奨学金返還支援制度を導入した事業者 30万円 (1社当たり)

令和5年9月21日から令和6年2月29日の間に就業規則等で定め(令和6年4月1日までに施行する場合を含む)、従業員等に周知した事業者が対象です。

(2) 府育英会奨学金返還支援制度(※)に加えて、学生支援機構から貸与された奨学金を対象とする奨学金返還支援制度(以下「学生支援機構奨学金返還支援制度」という。)を導入した事業者 加算金20万円 (1社当たり)

令和5年9月21日から令和6年2月29日の間に就業規則等で定め(令和6年4月1日までに施行する場合を含む)、従業員等に周知した事業者が対象です。

※令和5年9月20日以前に府育英会奨学金返還支援制度を導入した場合を含みます。

府育英会奨学金返還支援制度を導入していることが必須です。

学生支援機構奨学金返還支援制度のみを導入した場合は、支援金の対象とはなりません。

(参考：支援金額表)

導入している内容	支援金額
① 令和5年9月21日～令和6年2月29日(以下「対象期間」という。)の間に府育英会奨学金返還支援制度を就業規則等で定め(令和6年4月1日までに施行する場合を含む)、従業員等に周知	30万円
② 基準日(令和5年9月21日)より前に府育英会奨学金返還支援制度を就業規則等で定め、従業員等に周知しており、対象期間の間に学生支援機構奨学金返還支援制度を就業規則等で定め(令和6年4月1日までに施行する場合を含む)、従業員等に周知	20万円
③ 対象期間の間に新たに府育英会奨学金返還支援制度及び学生支援機構奨学金返還支援制度を就業規則等で定め(令和6年4月1日までに施行する場合を含む)、従業員等に周知	50万円
④ ③の場合で、既に①に該当する者として支援金の支給の決定を受けている場合	20万円

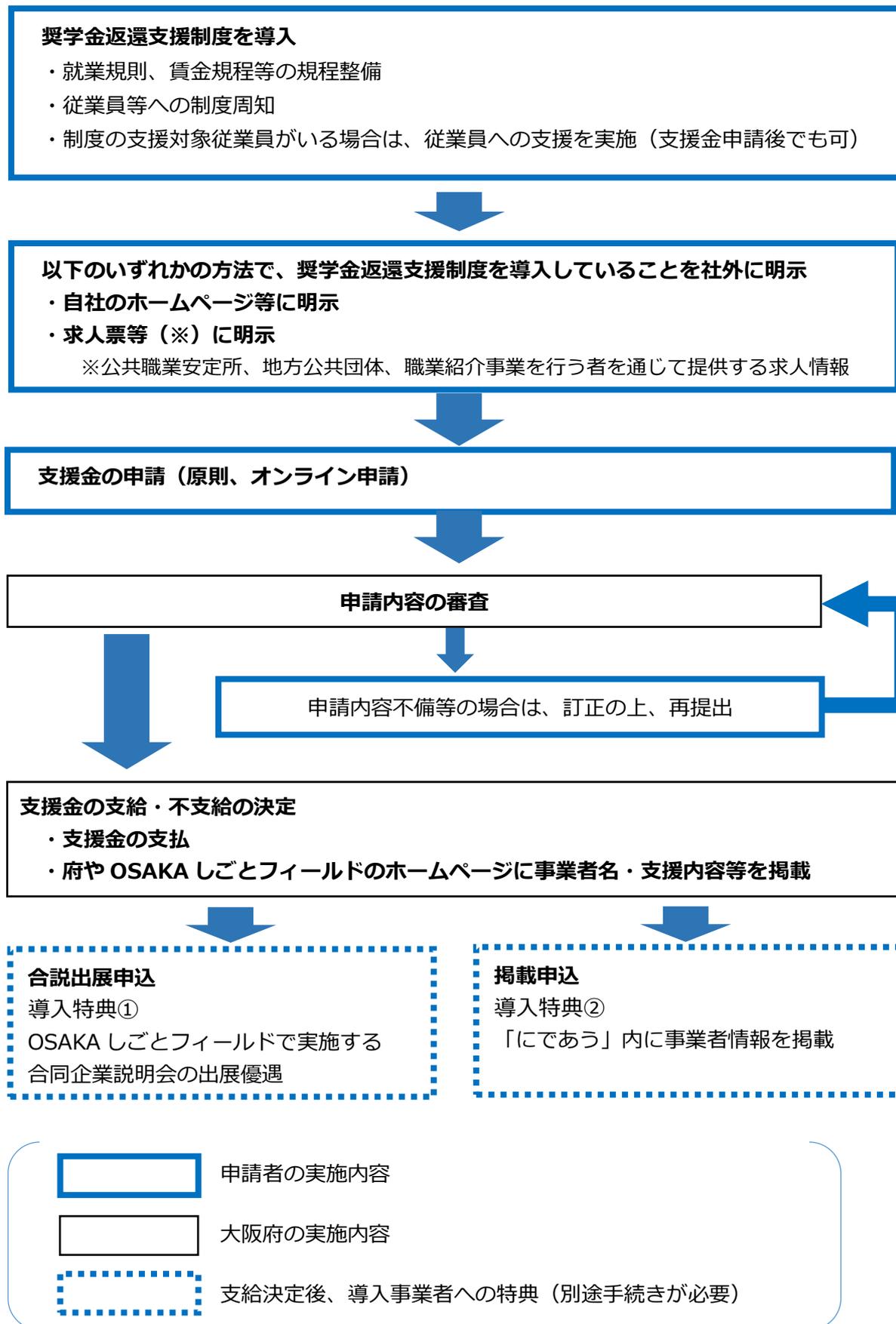
別紙

	業種分類	定義
企業 (個人事業主を含む)	① 製造業、建設業、運輸業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	③ サービス業 (ソフトウェア業又は情報処理サービス業、旅館業を除く)	本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人事業主
	④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人事業主
	⑤ ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工場用ベルト製造業を除く)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人事業主
	⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
	⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人事業主
	⑧ その他の業種(上記以外)	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人事業主
その他の法人等	⑨ 医療法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑩ 学校法人	常時使用する従業員の数が300人以下の者
	⑪ 商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	常時使用する従業員の数が100人以下の者
	⑫ 中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑬ 特別の法律によって設立された組合又はその連合会	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑭ 財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
	⑮ 特定非営利活動法人	上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑯ 任意団体	a 団体の目的、組織、運営、事業内容を明らかにする規約、規則等を有すること b 代表者が置かれ、事務局の組織が整備されていること a及びbを満たし、上記①～⑧の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者	

※「主たる事業」は、総務省の日本標準産業分類の「業種区分」に基づきます

Ⅱ.申請手続き

1. 手続きの流れ



2. 申請方法

原則、オンラインで申請してください。オンライン申請が困難な場合には、郵送等による申請も可能ですが、速やかな審査のためオンライン申請にご協力をお願いします。

「オンラインでの申請方法」

- ・下記の URL の申請窓口より、それぞれの手続きのフォームから申請してください。
<https://84a9d8a2.form.kintoneapp.com/public/osaka-shogakukinhenkan>
- ・入力フォームに必要事項を入力し、添付書類を電子ファイルとして添付してください。添付できる電子ファイルは、エクセル、ワード、PDF、画像（JPEG・PNG）で、1 ファイルにつき最大 10 メガバイトまで添付できます。
 - ※ iPhone で撮影した写真で「HEIC」形式で保存されたものは、「JPEG」形式に変換して添付してください。
 - ※ 資料が多く、添付ファイルの欄に添付しきれない場合は、PDF にまとめる、複数枚の写真データをワードに張り付けて 1 つのファイルにするなど、添付ファイルの欄に収まるように申請してください。
 - ※ Windows 以外の OS、ソフトで作成したファイルを添付され、事務局で確認できない場合は、Windows で確認できるファイルへの変更をお願いしますので、ご了承ください。

【オンライン申請が困難な方の申請について】

- ・申請書類を大阪府ホームページからダウンロードし、印刷してください。
URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/shogakukin/shienkin.html>
 - ・書類の入手が困難な場合は、支援金事務局までご連絡ください。
 - ・必ず「レターパックライト」をご利用ください。（郵便物の追跡ができます）
 - ・郵送前には、「ご依頼主様保管用シール」を剥がして保管してください。
〔開設時間〕 平日の午前 9 時から午後 6 時まで（年末年始を除く。）
〔電話番号〕 06-4792-9010（コールセンター）※11月14日開通予定
- [申請書類の提出・送付先]
大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局
〔住所〕 〒540-0033 大阪市中央区石町 2-5-3 エル・おおさか南館 8 階

「申請書類に不足・不備があった場合」

- ・申請書類に不足や記載漏れ等の不備があった場合は、申請書に記載の連絡先に支援金事務局から連絡します。
 - ※ 追加書類や修正後の書類については、「追加・修正専用の申請フォーム」より、Web を活用してご提出いただけます。ご利用については個別にご案内します。
 - ※ インターネット環境が無い方は、特定記録や書留、レターパック等、記録が残る郵便により送付してください。郵便物の表面には、「不足（修正）書類在中」と記載してください。（提出先は 上記提出先参照）
- ・申請書類の提出が全て確認できた後、審査を行います。審査後は、申請書類を一切返却しません。

3. 申請期間

支援金の申請について、下記のとおり第1期から第3期の間に受付します。

ただし、申請多数により申請期間終了までに予算額の上限に達した場合は、その時点で申請受付を中止します。なるべく、お早めに申請いただくようお願いします。

- 第1期…申請期間 令和5年11月14日（火）から令和5年11月30日（木）まで
支給予定日 令和5年12月下旬
- 第2期…申請期間 令和5年12月1日（金）から令和6年1月18日（木）まで
支給予定日 令和6年2月中旬頃
- 第3期…申請期間 令和6年1月19日（金）から令和6年2月29日（木）まで
支給予定日 令和6年3月末頃

Ⅲ. 支援金の支給

1. 支援金の支給の決定、通知

- (1) 審査の結果、申請内容が適正と認められる場合は、予算の範囲内で支援金を支給します。
- (2) 支援金を支給する決定をした場合は、登録のあった金融機関口座への入金をもって、支給決定の通知とします。

また、支援金を支給しない決定をした場合は、後日、文書にて不支給に関する通知をします。

2. 支援金の支払

支援金は、支援金事務局より、登録のあった金融機関口座に振り込みます。

IV. その他

1. 支給決定の取消し、違約金及び延滞金

支援金支給の決定後、対象要件に該当しない事実や虚偽等が判明した時は、支援金の支給決定を取り消します。

支援金が支給されている場合、申請者は、定められた期日までに支援金を返還しなければなりません。期日を過ぎた場合は、延滞金を支払わなければなりません。

さらに、虚偽等があった場合は、違約金を支払わなければなりません。

2. 支援金の支給要件を満たしていないことが判明した場合は、その旨を速やかに届け出る必要があります。

届出をされる方は、支援金事務局までご連絡ください。

3. 支援金の支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、大阪府は、申請者の活動状況等に関する調査等を実施することがあります。

4. 申請に関する情報を税務情報に使用することがあります。

5. 個人情報について、支援金の審査・支給に関する事務に必要な限りにおいて、大阪府が一部事務委託している事業者と共有する場合があります。

6. 申請に関する情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することがあります。

7. 支援金の支給の決定を受けた場合は、申請書類等について、支援金の支給の決定を受けた日の属する大阪府の会計年度終了後 10 年間（令和 16 年 3 月 31 日まで）は保存いただく必要があります。

V. 問合せ先

【問合せ先】 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局

〔住 所〕 〒540-0033 大阪市中央区石町 2 - 5 - 3 エル・おおさか南館 8 階

〔開設時間〕 平日の午前 9 時から午後 6 時まで（年末年始を除く。）

〔電話番号〕 0 6 - 4 7 9 2 - 9 0 1 0（令和 5 年 1 1 月 1 4 日開通予定）

VI. **申請に必要な書類**

1. **大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金申請書**
(様式第1-1号：法人用、様式第1-2号：個人事業主等用)
2. **誓約・同意書 (様式第2号)**
3. **資本金及び従業員数が中小企業等であることが確認できる書類**
【法人の場合】
 - ・会社案内又は会社概要パンフレット、商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）など【個人事業主等（様式第1-2号で申請）の場合】
 - ・個人事業の開業届出書（必須）
 - ・令和5年度給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（必須）
4. **雇用の実態（被雇用者を雇用保険に加入させていること）が確認できる書類**
 - ・労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（雇用保険分）〔事業主控〕の写し
(各都道府県労働局あて令和5年7月10日提出期限の申告書で、受付印が押印されているもの)
 - ⇒上記申告書を提出していない事業主については、次のいずれかの書類
 - ・事業所台帳異動状況照会で管轄のハローワークから交付された写し
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写し
5. **個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類**
(様式第1-2号で申請の場合のみ必要。また、2回目の申請では提出不要)
 - ・運転免許証等の写し
6. **奨学金返還支援制度を導入したことが確認できる書類**
 - ・奨学金返還支援制度を定めた就業規則、賃金規程等の写し
7. **奨学金返還支援制度を従業員等に周知したことが確認できる書類**
 - ・従業員等への周知文書等の写し
8. **奨学金返還支援制度を導入していることを社外に明示したことが確認できる書類**
(自社ホームページがある場合は、申請書に制度が掲載されているページのURLを記入することで書類を省略できます。)
⇒自社ホームページがない場合は、制度導入事業者であることが明示された自社の求人票等の写し
9. **振込先が確認できる書類**
 - ・通帳等の写し

1. 申請書（様式第1-1号：法人用、様式第1-2号：個人事業主等用）

- ・原則、オンラインにて入力してください。

※インターネット環境の無い方は、申請書に必要事項を全て記入の上、郵送してください。
※郵送にて提出される場合、消すことができるボールペンや鉛筆などの筆記具は使用しないでください。
⇒以下、郵送の場合は、同様。

2. 誓約・同意書（様式第2号）

- ・支援金申請フォームで全ての誓約・同意事項を確認のうえ、チェックボックスにチェックを入れてください。（郵送の方は直接書類にチェックしてください。）
※チェックが1つでも漏れている場合は、支給対象にはなりません。

3. 資本金及び従業員数が中小企業等であることが確認できる書類

【法人の場合】

- ・会社案内又は会社概要パンフレット、商業・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）などを添付（郵送）してください。

【個人事業主等（様式第1-2号で申請）の場合】

- ・個人事業の開業届出書（必須）
- ・令和5年度給与所得等に係る市町村民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（必須）の2点を添付（郵送）してください。

4. 雇用の実態（被雇用者を雇用保険に加入させていること）が確認できる書類

- ・各都道府県労働局あて令和5年7月10日提出期限の労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書（雇用保険分）〔事業主控〕に受付印が押印されている写しを提出してください。
- ・上記申告書の提出をされていない事業主については、事業所台帳異動状況照会で管轄のハローワークから交付された写し又は被雇用者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）の写しを提出してください。

【事業所台帳異動状況照会で管轄のハローワークから交付された写し】とは、事業主が管轄のハローワークに「雇用保険適用事業所情報提供請求書」により、「事業所台帳異動状況照会」により写しの交付を請求いただき、ハローワークから事業所に交付される書類です。

【雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）】とは、事業主が雇い入れた労働者の雇用保険の資格取得届をハローワークに行き、被保険者となったことが確認された場合に、ハローワークから事業主に通知される書類です。

5. 個人事業主等の代表者の本人確認ができる書類

- ・次のいずれかの写しを提出してください。いずれの場合も申請を行う日において有効なものに限ります。

※2 回目の申請で変更が無い場合は提出不要です。

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 運転免許証(表・裏の両方) | <input type="checkbox"/> 各種健康保険証(表・裏の両方) |
| <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード(表面) | <input type="checkbox"/> パスポート(顔写真記載ページ及び所持人記入欄) |
| <input type="checkbox"/> マイナンバーカード(表面) | <input type="checkbox"/> 在留カード(表・裏の両方) |
| <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書(表・裏の両方) | |
| <input type="checkbox"/> 外国人登録証明書(表・裏の両方。ただし、在留の資格が特別永住者のものに限る。) | |

6. 奨学金返還支援制度を導入したことが確認できる書類

- ・奨学金返還支援制度を定めた就業規則、賃金規程等(令和5年9月21日から令和6年2月29日の間に定めたもの。令和6年4月1日までに施行する場合を含む。)の該当ページ【社名、支援制度の内容が記載されている箇所の条文等、制度適用日(規則等の施行日)】の写しを提出してください。

7. 奨学金返還支援制度を従業員等に周知したことが確認できる書類

- ・従業員等への周知文書等の写しを提出してください。

8. 奨学金返還支援制度を導入していることを社外に明示したことが確認できる書類

自社ホームページがある場合は、制度について掲載されているページの URL を記入

【自社ホームページの記載例】

- ・奨学金返還支援制度の導入を新着情報のページに掲載
- ・従業員の福利厚生を紹介するページに掲載
- ・自社ホームページの従業員募集要項に、奨学金返還支援制度を掲載

⇒ 自社ホームページがない場合は、奨学金返還支援制度を導入していることが明示された求人票等の写しを提出してください。

9. 振込先が確認できる書類

- ・申請時に入力した振込口座(法人名義、個人事業主等又は任意団体の場合は代表者名義)の通帳の写し(通帳の1ページ目の見開きのコピー)を提出してください。
- ・ネットバンキングなど通帳不発行の場合は、ネットバンキングの支店名・口座・名義人がわかるページの写しを提出してください。

※2 回目の申請で変更が無い場合は提出不要です。

Ⅶ. 奨学金返還支援のモデルケース

大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金は、導入にかかる経費として1回限り支給するものです。従業員への返還支援にかかる経費は事業者が負担することになりますので、奨学金返還支援制度を導入する際は下記のモデルケースも参考にいただき、支援内容をご検討ください。

奨学金返還支援モデルケース（支援内容・事業者負担等）

貸与団体	対象校種	奨学金の種類等	返還総額	返還月額 ・返還期間	従業員への支援内容(事業者の負担額)		
					本人返還額の全額 (上限1万円)	本人返還額の全額 (支援期間5年間)	本人返還額の半額
府育英会	高等学校・ 専修学校高等課程	奨学資金(入学時増額奨学資金を含む) 〔国公立の代表的なケース〕	350,000円	月10,000円 ×2年11か月	350,000円	350,000円	175,000円
		奨学資金(入学時増額奨学資金を含む) 〔私立の代表的なケース〕	550,000円	月10,000円 ×4年7か月	550,000円	550,000円	275,000円
学生支援 機構	大学・短期大学・ 大学院・ 高等専門学校・ 専修学校専門課程	第一種奨学金(無利子) 〔月額5.4万円・4年間貸与の場合〕	2,592,000円	月14,440円 ×15年	1,800,000円	866,400円	1,296,000円
		第二種奨学金(有利子) 〔月額8万円・4年間貸与の場合〕	4,216,365円	月17,568円 ×20年	2,400,000円	1,054,080円	2,108,160円

【出典】府育英会：「奨学金返還のしおり」、府育英会 HP 等、学生支援機構：「奨学金事業への理解を深めていただくために（R5.5）」より

（参考：府育英会・学生支援機構 奨学金貸与状況）

貸与団体	府育英会	学生支援機構	
対象者	高等学校、専修学校高等課程	大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校専門課程	
種類	奨学資金(入学時増額 奨学資金を含む)	第一種奨学金(無利子)	第二種奨学金(有利子)
平均貸与総額 (※1)	40万円/人	216万円/人(※2)	337万円/人(※2)
返還者数 (※3)	38,700人	全国473万人(大阪府 推計33万人)	

※1 令和3年度末に貸与が終了した奨学生1人あたりの平均貸与総額

※2 第一種と第二種の併用貸与を受けた場合はそれぞれで計算

※3 令和3年度末時点の返還者数

【出典】府育英会：「奨学金返還のしおり」、府育英会 HP 等、学生支援機構：「奨学金事業への理解を深めていただくために（R5.5）」より